



# 国労西日本

国労西日本本部

NO. 295

発行責任者 森田 文一  
編集責任者 片岡 有宏

国労西日本HP



国労西日本 検索

## JR西日本に労働協約改訂申入れ行う

# 安全を守る職場風土へ変える先頭に

## 労働条件の改善を

「労働協約改定交渉」の要求について、8月8日西日本会社に対し、申入れを行い、3回交渉を行います。職場からの闘いを強化していこう。

### I. 勤務改善等に関する要求

- 3. サービス残業・ただ働き根絶にむけて、適正な労働時間管理を行うこと。
- (3) テレワーク・在宅勤務における労働時間管理の厳格化を図ること。
- 4. 工務関係の夜間作業につ

ては1カ月に最高限度を6回とし、連続2夜は行わないこと。

- 8. 特休・公休は2カ月前に発表し、前月の25日午前中までに指定すること。
- 11. 2017年1月20日に策定された「労働時間の適正な把握のための使用者向けの新た

なガイドライン」では「使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）の時間は労働時間として扱わなければならない」としていることから、更衣時間を労働時間とすること。

- 16. 全ての職種に在宅休養時間（インターバル時間）を設けること。
- 19. 半休の付与対象者は「育児休職等の取り扱いに関する協定」「II休職以外の取り扱い」第3項に定める短時間勤務制度の適用者を除く社員に改め、フレックスタイトム制適用箇所及び乗務員も対象とすること。
- 20. 半休の時季指定については、柔軟な対応を図ること。
- 21. 「仕事と家庭の両立支援」

### II. 乗務員勤務制度に関する要求

- 4. 拘束時間は、1暦日勤務8時間、2暦日は20時間を限度とし、事実上2泊3日となるような行路は設定しないこと。
- 5. 在宅休養時間については次のとおりとすること。
- (2) 休日前の前後の時間は44時間とし、連続する場合は68時間を確保すること。また、休日の前日の退出時刻は17時までに設定することとし、次の勤務の開始については9時以降とすること。明け行路で訓練を指定している場合は、訓練終了時刻から在宅休養時間として算出すること。年休の翌日については、前泊となら

ないよう、早朝出勤にならないよう制度を確立すること。

- 24. MD及びSDとなった場合、本人の希望する職種への異動を行なうこと。また、本人希望により一定期間経過後、再受検可能とすること。
- 26. 退職者説明会は労働時間とすること。

### IV. 転勤の基準は以下のとおりとすること。

- 1. 転勤にあたっては、家庭環境に充分配慮して行い、転勤時期・場所等についても意向を配慮し、個人面談時の本人の意向を尊重すること。また、転居等が伴う場合は、事前通知を1か月前に行うこと。

### VII. 再雇用制度等の取扱いに関する要求

- 5. シニア社員の雇用契約締結時において、労基法第15条等に基き、労働条件をわかりやすく明示するよう各地方に指導すること。
- 6. フルタイム以外の取扱いについて、第91条休日数について、9日以上の見解を明らかにし、見直しを図ること。

### VIII. 契約社員制度についての要求

- 1. 「契約社員から正社員」へは、希望する者を採用すること。職種については、本人希望を尊重すること。また、不採用者に対して、その理由等を本人にフィードバックすること。いわゆる、工務系統の事務職、客室乗務員についても、正社員化とすること。
- 2. 5年の雇止めは廃止し、希望する者は継続雇用とすること。労働条件は別途協議すること。

### IX. 新昇進・賃金制度に関する要求

- 1. 試験偏重の考え方を改め、進級試験については原則標準年数で合格する仕組みとする

- 2. 進級試験の専門科目について公正・公平を担保することから試験実施後その試験問題、模範解答、合格基準を開示すること。
- 3. 進級試験実施後の不合格者については、本人に対し、否の理由を明確にフィードバックすること。
- 4. 「昇進・賃金制度の改正に関する協定」の議事録確認に基づき、評価制度について、きめ細やかな納得性のあるフィードバックを行なうこと。

### X. 制服等に関する要求

- 1. 工務系統のウインドブレーカーとは別に合羽（通気性・透湿性等を考慮した）を貸与すること。
- 2. 乗務員用シヨルダールバッグを防水加工すること。
- 5. 接客用制服の生地を改良すること（夏場に汗染み）。

### XI. その他の要求

- 1. 春闘時の会社側の口頭表明として「定年延長、昇進賃金制度、運転無事故表彰等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
- 2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行わせないようにすること。
- 3. 車両の異音確認は検査担当が行うこと。
- 4. 遺骸処理作業について、適正な措置方法をマニュアル化すること。
- 5. ハンドタイタンパー作業・除草作業などに従事した社員に、特殊健康診断（振動・騒音）を受診させること。

## 国労西日本部大会以降4名拡大

近畿地方本部・大阪地区本部・大阪貨物分会

### 吹田機関区 主任運転士（45歳） (2020年8月20日付)

「これまで労使協調・予定調和の雰囲気組合の存在意義を見いだせず、ただ惰性で加入していただけでした。それに比べて国労の皆さんはいつも誠意を持って労働者が働きやすくなるよう取り組んでいるのを見て、私もいずれは国労に加入することになるだろうと思っていました。最近、身近な仲間が一人またひとりと加入しており、次はいよいよ自分の番と思い至りました。私も共に労働者の働きやすさを追及していきたいです。」



# 西日本 第1四半期決算について

## 安心して申告でき、働ける環境を整えることが必要

### 職場における感染防止の徹底を

8月7日に、西日本会社から第1四半期決算について経小において説明を受けた。会社は「新型コロナウイルス感染症の影響により、会社発足以来の初の赤字であり極めて深刻な状況である。認識を共有し協力をお願いしたい。今年度の通期業績予想は現時点では未定であるとした。」主なやりとりについては以下の通りである。

#### ◆会社側から、

第1四半期においては、収入状況が極めて厳しい中、事業を継続するために資金調達を実施するとともに、減便や施策の抑制により経費削減を実施、とりわけ人件費についても一時帰休の実施や業務量減に伴う超過勤務手当の削減に取り組んできた。8月に入り、コロナ影響の先行きがさらに不透明になっている中、新たな生活様式の進展による社会の変容を踏まえると、従前の水準に戻ることはないと、いう前提で取り組まなければならぬ、当社にとって極めて深刻な状況である。当社が継続的に



存続し、社会インフラ企業としての使命を守るうえで、投資の抑制や経費削減を実施するとともに、中長期的には収益および費用構造の抜本的な見直しが必要である。当面の間、投資や諸施策の抑制をはじめ、あらゆる方面において費用の削減を進めていくことになるが、人件費についても、超勤の削減や採用数の見直しが必要であると認識している。第1四半期決算を踏まえて、当社の現状について共通の認識を持ち、この難局を乗り越えるために引き続き労使でしっかりと議論しながら進めていきたいと考えているので、あらためて協力をよろしく願います。

#### ◆組合側より、

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度第1四半期の決算が危機的・深刻な状況であるという認識は共有できるが、ただ職場では悪戯に危機感を煽るのではなく、社員がモチベーションを保ち、雇用不安、労働不安なく働けるよう会社が示している4つの基本方針に基づいた取り組みを進めていくことが

重要である。我々も労働組合として、JRグループ会社で働く全ての労働者の雇用と労働条件を守り、安全・安心な鉄道輸送を確保することが最大の任務であると自覚している。職場における感染防止を徹底し、一人ひとりの労働者が自らの健康を守り、職責の重要性を自覚し、「感染しない。させない。拡げない。」を肝に銘じて日常生活に注意を払い、日々の業務を

### 第28回女性部定期委員会開催した

## 女性活動の継承・強化を

7月18日、国労大阪会館にて第28回西日本本部女性部定期委員会が開催された。

討論では、新型コロナウイルスにおける職場の問題点・要員問題などについて職場の状況が改善、組織強化・拡大に全力を挙げるとともに、女性部員は少

直にしていくことが重要であることは言うまでもありません。一方で、全国的な感染拡大状況とりわけ感染経路不明、市中感染、家庭内感染が広がりつつある今日では十分注意を払いつつも、我が社内においても感染してしまつた社員も発生しています。感染そのものを悪とするのではなく、感染の疑いがある症状の自覚や濃厚接触者の疑いがあれば職場に申告し、PCR検査を受けることがより一層の感染拡大防止につながるということ全体が認識しなければなりません。会社がそうした認識の上で立つて感染予防策を取る必要があります。厚生労働省の定める条件・範囲にとどまらず、感染疑いのある全ての社員にPCR検査を受けさせ、その費用は会社が負担し、休業補償は100%実施するなど社員が安心して申告でき、働ける環境を整えることが必要。是非検討実施して頂きたい。

数であり、今後も集まって話せる場所をつくり女性活動を継承・強化していくことを確認し合つた。

新役員は以下のとおり。  
部長 谷澤由紀恵 近畿

なお、平岡千鳥さんは、退職のため退任された。

### 第34回定期西日本本部大会

日時 2020年9月25日(金)  
場所 国労大阪会館大会議室  
内容 書面審議とする

### 第3回地方代表者会議

日時 2020年9月15日(火)14時30分～  
場所 国労大阪会館  
議題 ①第34回西日本本部大会  
②労働協約(労働条件部分)  
③各地方の取り組み  
④その他

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1

アフラックはがん保険契約件数 No.1

NEW/ 女性特有のがんにも手厚い 生きるためのがん保険 Days 1

NEW/ あなたの保障を最新化 生きるためのがん保険 Days 1 プラス

すでにアフラックのがん保険にご契約の旨に

募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております) アベニール株式会社  
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階  
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

〈引受保険会社〉 「生きる」を創る。 アフラック  
東京第二法人営業部  
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F  
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658  
AF協定書2017-5036 1月12日